

令和 2 年 9 月 10 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

# 1 議 事 日 程

9月10日(2日目)

日程第1 一般質問

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木淳二	建設課長	山本剛
産業振興課長	奥川広康	水道課長	坂本有二
厚生部長	大岩幹治	福祉課長	相川和英
環境課長	富田和彦	保健介護課長	田中直之
住民課長	宮地利佳	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資

会 計 管 理 者  
兼 出 納 室 長      山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長      大 久 保 美 保      主 査      小 坂 有 一

[ 開議 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、9月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

愛知県の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言は解除されましたが、依然として厳重警戒であり、感染しない、感染させないためにも、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしく申し上げます。

ここで、議事に先立ちまして、町長より発言の申出がありますので許可します。

町長。

○町長（石黒和彦君）

おはようございます。

さきに御提案させていただきました議案の一部に誤りがございました。御説明申し上げます。

認定議案第4号 令和元年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定及び認定議案第6号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定につき、誤りがございました。謹んでおわび申し上げます。

誤りは、お手元にお配りさせていただきました正誤表のとおりでございます。

その内容でございますが、認定議案第4号の決算書300ページの歳入歳出差引残額「6,218万1,582円」を「6,384万5,747円」に、認定議案第6号の決算書368ページの歳入歳出差引残額「2,207万6,840円」を「1,491万407円」に訂正をお願いするものでございます。

今後このようなことがないように十分注意をいたします。申し訳ございませんでした。

よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

ただいま町長からの議案の訂正について、これを承認することとし、お手元に配付しました。

認定議案第4号及び認定議案第6号の訂正については、正誤表のとおり訂正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認定議案第4号及び認定議案第6号の訂正については、お手元に配付しました正誤表のとおり訂正することにいたします。

---

## 日程第1 一般質問

### ○議長（藤井満久君）

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

発言時間について申し上げます。新型コロナウイルス感染症防止対策のため、本日の質問についての各議員の発言は、会議規則第54条の規定によりそれぞれ30分以内とします。また、登壇せず自席から質問を行います。

6番、石垣菊蔵議員。

### ○6番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、通告書の朗読により一般質問をさせていただきます。

質問事項1. 特別定額給付金の課題について質問をいたします。

全国で新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されました。

本町におきましては、8月11日に申請期日、期限を迎え、給付対象者の99.6%へ給付金の支払いが完了したとのことです。

また、町独自施策として、南知多町子育て世帯特別定額給付金事業を実施し、基準日前後での対象、非対象の不公平感を少しでも是正できたと感じています。

一方、基準日である令和2年4月27日時点で本町の住民基本台帳に記載があり、国の特別定額給付金の対象者であったにもかかわらず、給付金の申請前に亡くなった単身世帯者は支給を受けることができなかつたとお聞きします。基準日以降に死亡された場合でも、同一世帯に給付金の受取者がいる場合は1人当たり10万円が支給されており、なぜ単身世帯は支給されないのか、不公平感は否めません。

そのような中、豊橋市では特別定額給付金が支給されなかった死亡単身世帯の遺族代表に10万円支給を独自に実施しており、全国でもそのような事例が増えてきています。

そこで、御遺族の思いも代弁し、次の質問をします。

1. 本町の特別定額給付金で支給されなかった0.4%の内訳はどのようなものであったか。また、町としてどのような対応をしたのか。

2. 基準日の翌日以降に死亡された方で、給付金を支給された方、支給されなかった方はそれぞれ何人いるか。

3. 単身世帯の死亡者で給付金が支給されなかった方について、生前の町への貢献度の多寡を計るものではないが、御遺族に対し、豊橋市のような（仮称）遺族臨時特別定額給付金として交付する考えはないか。

大きな質問事項2. 町内でのマスクの着用における啓発について。

厚生労働省、新しい生活様式の実践例に記載されている感染防止の3つの基本、身体的距離、マスク着用、手洗いのうち、マスク着用については3密にも対応できる防止策と言えます。

本町は農漁業、商工業に加え観光業も主要な産業と位置づけられ、コロナ禍の集客減以上に感染の不安を抱えながら営業をしております。

町内のスーパーやコンビニをはじめ、接客を伴う店舗等では、時折マスク未着用での買物客が見受けられ、せき込むお客さんがいると不安や不快で困るとの声が町内で働く人々から聞こえてきます。

町内で新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、危機意識も徐々に高まり、各商業施設や観光施設などの入り口にはマスク着用をお願いをする掲示物が多く見受けられるようになってきております。

しかし、まだまだ誰もがという着用には達していません。町のコロナ対策関連の啓発物だけでは周知徹底が難しいと思えます。

そこで、町民の安全・安心のために次の質問をします。

1. 町はマスク着用の周知、啓発をどのように実施しているか。

2. マスコミでも時折話題に取り上げられているが、様々な場所、環境でマスク未着用者について、町に対し忠告やクレームの連絡はあるか。

3. マスク着用を推進する方策として、より効果的に呼びかける思いやりマスク条例のような町民に直接強制するものではなく、みんなで参加協力するような条例を制定し

てはどうか。

以上で質問事項の朗読を終わります。

答弁は、質問 1. 特別定額給付金、質問 2. マスク着用意識の周知、それぞれ質問ごと一括での答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問 1 - 1 の本町の特別定額給付金で支給されなかった 0.4% の内訳はどのようなものであったか。また、町としてどのような対応をしたのかにつきまして答弁をさせていただきます。

本町の特別定額給付金は、給付対象 1 万 7,416 人、7,142 世帯に対し、1 万 7,389 人、7,116 世帯へ給付を行いました。したがって、特別定額給付金が支給されなかったのは 27 人、26 世帯でございます。給付率につきましては、人口給付率 99.8%、世帯給付率 99.6% でございます。

特別定額給付金が支給されなかった 27 人、26 世帯の内訳でございますが、まず宛先不明で郵便が届かず、住所地に伺っても不明なものが 7 人、7 世帯、郵便が届くが住所地に伺ってもお会いすることができず、あるいはお会いしても、その結果、申請をされなかった方が 9 人、9 世帯、給付辞退者が 4 人、3 世帯。本人死亡のための単独世帯で給付事務が発生しないとされた方が 7 人、7 世帯ございました。

次に、未申請者などへの対応でございます。

再通知を 2 回実施しております。1 回目は、令和 2 年 6 月 8 日時点での未申請 215 世帯に普通郵便にて発送いたしました。2 回目は、7 月 7 日時点での未申請 71 世帯に簡易書留にて発送しました。また、簡易書留が未着となった 18 世帯に対して、職員による住所地への現地確認を実施しております。

また、高齢者、障害者の方などにつきまして、高齢者、障害者の担当部署と連携をいたしまして、申請が困難と思われる 32 世帯に対し、6 月 15 日から 30 日にかけて、電話、あるいは戸別訪問により申請支援を実施しております。

続けて、御質問 1 - 2 の基準日の翌日以降に死亡された方で、給付金を支給された方、支給されなかった方はそれぞれ何人いるかにつきまして答弁をさせていただきます。

基準日であります令和 2 年 4 月 27 日の翌日以降に死亡された方は、申請期限の 8 月 11

日時点において全部で75人でございます。このうち、給付金が支給された方は68人、また給付金の申請前に死亡された単身世帯の方で給付金を受け取ることができなかった方は7人でございます。

続きまして、御質問1－3の単身世帯の死亡者で給付金が支給されなかった方について、生前の町への貢献度の多寡を計るものではないが、御遺族等に対して豊橋市のような、（仮称）遺族等特別定額給付金として交付する考えはないかにつきまして答弁させていただきます。

今回の特別定額給付金制度では、申請・受給権者は世帯主とされております。基準日以降に世帯主が申請を行うことなく死亡した場合につきましては、他の世帯員がいる場合には、新たに世帯主となった者が死亡した世帯主の分を含めて申請し、給付を受けることができます。しかし、単身世帯においては、実務上給付事務が発生しないとする見解が総務省から示されておりました、給付されない取扱いとされております。

本町におきましても、総務省の見解に基づいた取扱いをさせていただいているところでございます。

一方、このことに関しましては、令和2年7月28日付で指定都市市長会から総務省に対し、住民の責めによらず、申請することができない状況が生じているにもかかわらず、単身世帯に限り申請の有無により取扱いが異なることは著しく公平性を欠くとして、基準日以降に単身の世帯主が死亡した場合は、遺族が特別定額給付金の申請を行うことができるように取扱いを変更すること。また、変更にあたっては、無用な混乱が生じないよう全国一律の取扱いとするとともに、制度の見直し内容を明確にし、十分な周知を行うなど、円滑な給付に向けて取り組むこととの要望が出されているところでございます。

本町としましては、今のところ、豊橋市のような自治体独自施策としての支援の予定はございませんが、今後、近隣市町の動向をはじめ、国の動向などを注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。

この特別定額給付金、南知多町は迅速な事務処理により、申請書発送も早く、単身者

の基準日以降のお亡くなりにも早期の支給対応ができたと思われませんが、手続前にお亡くなりになれば資格がなく、手続前というだけでも不公平感は拭えません。

答弁も残念な回答ですが、税や保険料は死亡後相続人がいる場合には、精算、特に未納、不足があれば法制度に基づき請求される現実の中で、この給付金は支給しないよと言われても理解し難いものがあります。

繰り返しになりますが、今回のコロナ禍において、南知多町では国の施策を超えたきめ細やかな住民支援を実施しており、私は支給を望む対象者、そして支給に要する所要額が僅かだからといった理由で要望するものではありません。単身世帯であっても、そこには遺族もあり、町に対し貢献された故人に相続人の方がおられる場合、負の財産についても相続され、葬儀にかかる費用の負担もされていると思うことから、ここで提案する相続となり得る遺族、町として相続人の調査も必要となりますが、少なくとも南知多町内に住所を有する故人の相続人の方には、南知多町独自の類似する給付金支給を望み、再考を望みます。

また、指定都市市長会の要望書が総務省に提出されていることを承知していることから、町としても大きな組織体での要望活動を望みますが、併せて再度お答えください。

**○議長（藤井満久君）**

企画部長。

**○企画部長（鈴木茂夫君）**

再質問にお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、指定都市市長会は、議員が指摘されている部分につきましては、基準日以降に単身の世帯主が死亡した場合は、遺族が特別定額給付金の申請を行うことができるよう取扱いを変更すること。また、変更にあたっては、無用な混乱が生じないように全国一律の取扱いをするとともに、制度の見直し内容を明確にし、十分な周知を行うことなど、円滑な給付に向けて取り組むことと総務省に要望をしております。

したがいまして、本町におきましては、まず国の動向を確認したいという考えでございます。その結果、今後におきまして、国の対応についてそれがないと判断されたときには、町独自での実施をするかどうかの検討に入るといふことの順番になりますけれども、同様な特別定額給付金を支払うことにつきましては、その財源につきまして新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これの対象とならないということが国に

より確認ができております。

したがって、町独自の新たな制度での実施となることとなります。仮に新しい制度としての検討ということになるとした場合には、その目的、金額を含めまして、その内容、そして近隣市町の動向を参考に検討をしてみたいと考えております。以上です。

(6 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6 番（石垣菊蔵君）

今後、郡内、そして県下の、特に給付に傾く自治体の動向をしっかり捉え、対応を望みます。そして、町単独でも、ただただ御遺族に寄り添った検討、そして結果を願うものでございます。

次の大きな2番、一括で答弁をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問2-1、町はマスク着用の周知、啓発をどのように実施しているかにつきまして答弁させていただきます。

議員から御説明があったとおり、マスクについては、新型コロナウイルス感染症予防対策の飛沫の拡散予防に有効なものとして、広報やホームページへの掲載、メールサービスの配信、ケーブルテレビのニュース放送、チラシの全世帯配付、各地区へのチラシの回覧、看板や貼り紙の掲示といった様々な方法で周知し、啓発に努めております。また、会議や施設利用時においては、着用の徹底をお願いしています。

ただし、いまだ厳しい残暑が続いておりますので、高温多湿といった環境下では熱中症のリスクを回避するため、屋外で人と2メートル以上の距離が確保できる状態では、適宜外すことを勧めるなど、熱中症予防についても併せて啓発を行っております。

続きまして、御質問2-2、様々な場所、環境でのマスク未着用者について、町に対し忠告やクレームの連絡はあるかにつきまして答弁させていただきます。

マスク未着用者について、2月初めから8月末までの間に、町に対しては、電話により、町内商業施設においてマスクをしていない客が多数いるという苦情と対応の要望が3件、メールにて、町内観光施設において従業員がマスクをしていなかったという苦情

の連絡が1件ございました。

続きまして、御質問2-3、マスク着用を推進する方策として、より効果的に呼びかける思いやりマスク条例のような、町民に直接強制するのではなく、みんなで参加協力するような条例を制定してはどうかにつきまして答弁させていただきます。

神奈川県大和市において、4月16日に全国初の取組である「大和市おもいやりマスク着用条例」が公布、施行されました。

この条例は、強制ではなく、住民一人一人が思いやりの心を持ってマスクの着用をすることで、感染症の予防及び拡大防止を図り、思いやりあふれる社会の実現に資することを目的とし制定された条例でございますが、マスクをしていない人に対して非難を浴びせるなど、マスク着用に対する過剰反応が危惧されるとか、条例ではなく、宣言で十分であるという市議会議員の意見もあったようです。

本町においても、そのような状況になることを危惧しており、自治体法規の最上位である条例を制定することについて重く考えているため、現在、思いやりマスク着用条例を制定することは考えておりませんが、今後の感染の拡大状況を注視しながら、基本的な感染対策を継続するという3密対策など、新しい生活様式の定着に向けた取組を引き続き推進してまいります。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

答弁に対してちょっと意見というか提案だけ述べさせていただきます。

啓発用パンフレットなどは、配付時のみの一過性に終わることがあります。そこで、啓発媒体について提案をさせていただきます。

既に事業者の方々が実施されている対策もありますが、1つ目として、貼り紙が確認できますので、集客施設店頭でのマスク着用お願いののぼり旗の掲揚、2つ目として、全ての企業の皆さんには、企業内来客時のマスク着用お願いのポスター掲示の依頼でございます。既に篠島、日間賀島では、観光客をも巻き込んでマスク着用や距離の確保など、新型コロナウイルス感染症対策の呼びかけを両島の港をはじめとしてポスターや看板の掲示、加えて、島でマスク、統一ロゴ「島ス！」も活用し、地域挙げての啓発活動が実践されていることが情報発信をされております。

そして、役場の玄関サイドには、多様な注意啓発ポスターが掲示され、立ち止まって読むことはできず、何を、どれを重点にと思うと無難に全て啓発してしまおうといったところもあり、仕方がないと思いますが、あればいいのではなく、時にはポイントを定めアピールすることも必要でないかと思います。

そんな中で、1つの提案としては、のぼり旗の掲示をぜひお願いしたいと望むものでございます。また検討をお願いしたいと思います。

そして、3日前の旅客機内でのマスク着用依頼での拒否、そしてトラブルが起きたばかりでございます。新聞でも報道されております。過剰な注意とも取られる心配もありますが、町としても、これからも様々な効果的な方策を加え、啓発を望むものでございます。

それから、3番でございますが、町民の皆さんにはコロナ禍に備えるため、町民憲章のように心に訴える決まりとして、南知多町思いやりマスク着用推進条例などを制定して推進してはどうかという考えで質問したものでございます。

今回のコロナ禍は3波、4波と繰り返されるものか、そして終息はいつなのか、誰も予想できない状況下にあります。

この条例制定には、感染症等の蔓延が予想される時、また蔓延しているときという限定するものであって、強制するものではないものと考えております。特に、3密となる商業や観光施設等の屋内でのマスク着用を願い、提案するものであり、これからもどのような形でも訴えるメッセージを検討していただくことを要望しておきます。

答弁は結構でございます。

最後に、今回、平常業務に加え、コロナ感染症対策、そして対応で多忙な中で時間をいただきました。今回、機会を失ってしまう事案と考え質問したもので、御理解をお願いいたします。

まだまだ終息の兆しが見えないコロナ禍には、国においても3次補正の方向が確定されていないと聞いております。さらに、国の現在、微震の中において、町におかれては今後も国の施策に対応すべく、今回の特別定額給付金事業のように迅速かつ組織的な対応を望みます。

そして、裁量権が大なる交付金や補助金が交付された際には、コロナ禍に町民が耐えられるよう、加えて安全・安心をもたらす施策の充実を願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

南知多町においては、この9月2日現在、8名の感染者が県より発表されています。全国的なコロナ感染が再び広がり、東京、大阪ではもちろんのこと、この愛知においても8月6日、再び緊急事態宣言も出されました。明らかに市中感染が広がっております。

本町への海水浴、島観光への観光客が連日増えてきており、私たちは、いつ、どこで感染するか分からない不安があります。安心した観光政策の前提は、本町での積極的な感染症対策が必要です。

そこで以下の質問をいたします。

1. 岡崎市、豊田市、豊明市、豊橋市では、独自のPCR検査を実施しています。町内のどこかで県・国に働きかけながら、感染者を早期に保護していくための、いつでも、どこでも、誰でも、何回でもできるPCR検査をする体制整備ができないか。

また、町独自で検査体制ができないなら、美浜町、武豊町と共同で知多厚生病院駐車場や半田保健所美浜駐在等の場所等でドライブスルーやテント設置等で工夫をして、まずは医師が必要と認めた方は何回でも検査ができる体制づくりを考えていくつもりはないか。

2. 8月20日、東浦町のPCR検査所が開設しました。さらに、医師の協力は不可欠です。3市3町と一緒に知多郡医師会にPCR検査推進・拡大について申入れを行う考えはないか。

3. 町として、知多郡医師会に関係する自治体と共に、今後、保護施設の確保、自宅療養セットなど、感染症対策整備を行うことが必要であるとするが、その考えはあるか。

4. 集団にならざるを得ない役場の職員、医療関係者、介護、福祉施設の従事者、保育・教育等の関係者には定期的にPCR検査を実施し、社会的な安心・安全の確保が必要とするがどうか。

5. コロナ感染に行政としての確に対応するため、どこまで町民に知らせるかは別として、県に対してもっと詳しい総合的な情報を示すように要求すべきと考えるがどうか。

6. 篠島・日間賀島は医療資源が少ない。島民の感染が大きく拡大したとき、感染防止・保護・治療マニュアルはつくられているか。

7. 島民の方からは、乗船前には、島民、観光客を区別せず、乗船者への検温検査やマスク着用への呼びかけをしてほしいとの声がある。名鉄観光船に感染対策として要望していく考えはあるか。

8. コロナ禍の学校規模は、文科省の学校の新しい生活様式でも密にならない20人程度の少人数学級が基本となっている。6月22日の日経で、全国連合小学校長会長が20人から30人学級と表明し、7月3日には全国知事会、全国市長会、全国町村会の3つの団体の長が文部科学省に少人数学級の実施を要請しました。

8月1日現在、内海小学校の3年生40人、4年生35人、豊浜中2年生36人、師崎中3年生36人で密になっている学級実態がある。

当面、コロナ禍の学期の途中であっても、子どもたちの命とゆとりある学びを優先するために、少人数学級か少人数授業となるように改善のための加配措置を早急に行う考えはないか。

以上であります。2番、3番と6番、7番と一緒に回答していただきたいと思えます。以上です。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問1-1から1-6までは、私、厚生部長から、御質問1-7は企画部長から、御質問1-8は教育部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問1-1、町内どこかで、いつでも、どこでも、誰でも、何回もできるPCR検査をする体制整備ができないか。また、できないなら何回でも検査ができる体制づくりを考えていくつもりはないかにつきまして答弁させていただきます。

議員の言われる、いつでも、どこでも、誰でも、何回でもPCR検査が受けられる体制については、世田谷モデルを自治体独自でつくろうとする東京都世田谷区の取組が大きな話題となっております。しかし、医療崩壊につながる可能性のある検査拡大について慎重な姿勢を示す感染症の専門家が少なくないのも実情であります。

厚生労働省によれば、PCR検査は、偽陰性の可能性もあり、また検査日後に感染することもあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消

に資するものではございません。

PCR検査は、医師の判断の下で必要な人に、必要なときに、必要な医療を提供し、重症化を防ぐことを主たる目的として実施されております。

また、現在、愛知県内で行われている新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査や抗原検査のうち、行政が実施する検査は全て都道府県や保健所設置市などの判断により実施するものであることから、町単独での体制整備は考えておりません。

また、同様の理由から、半田保健所管内の近隣市町と共同でPCR検査を実施する体制づくりをすることは考えておりませんが、8月28日公表の国の新型コロナウイルス感染症対策本部の発表によりますと、季節性インフルエンザの流行期における検査件数が例年の状況から約2,000万から3,000万件見込まれており、これに加え、新型コロナウイルスの検査が地域の医療機関で簡易かつ迅速に行えるよう、抗原簡易キットによる検査を1日平均20万件程度まで大幅に拡充するとともに、PCR検査や抗原定量検査の機器の整備を促進し、検査需要に対応できるよう体制が確保される見込みとなっております。そのため、今後は医師が必要と判断した方がPCR検査等を確実に受けることができるよう、引き続き住民への情報発信に努めてまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

本来、国や県が全面的にやる責任があると思います。それをやらない以上、町としても町民を守る防御策が必要です。

厚生病院では、行政的な依頼者だけを対象にしてPCR検査をやっています。私も確認したところ、PCR検査をやりますと、ただ、任意の検査はやりませんと。こういう状態です。だから、これを直ちに改善していくことが非常に必要であると、そういうふうに思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問1-2、3市3町と一緒に知多郡医師会にPCR検査の推進、拡大について申

入れを行う考えはないかにつきまして答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査としてのPCR検査は、医師が必要と判断した人に対して行われるものであります。

検査の拡充につきまして、国は地域の感染拡大状況を踏まえた検査体制の確立を推進するため、既存の帰国者・接触者外来等の医療機関に加えて、行政検査を集中的に実施する機関として、都道府県等は都道府県医師会や郡医師会に対して、帰国者・接触者外来の運営委託ができることとしております。

また、PCR検査等の検体として、新たに唾液が追加されたことに伴い、国は検査を実施する医療機関数が増加することを想定し、公益社団法人日本医師会を通じて、都道府県医師会や郡医師会等に対して都道府県等との行政検査の委託に関する集合契約の締結に向けた管内医療機関の取りまとめの協力要請をしております。

8月20日の愛知県の発表によりますと、県においては、この秋にも名古屋港ガーデンふ頭にドライブスルー方式のPCR検査所を新たに設け、これにより現在1日約1,500件の検査能力を11月下旬には約3,000件に引き上げる予定です。

国においては、感染症法上指定感染症として2類感染症以上という高い危険度に位置づけしていることによる医療機関の業務圧迫解消のため、柔軟に見直しが行われるなど、国・県及び関係機関より必要な検査体制の確保に向けた取組がされておりますので、改めて知多郡医師会に対して、管内の市町と申し合わせてPCR検査等の推進、拡大について申し入れることは考えておりません。

また、3市3町に確認したところ、いずれの市町も現段階において要望を行う考えはありませんでした。

続きまして、御質問1-3、町として知多郡医師会に関係する自治体と共に、今後、保護施設の確保、自宅療養セットなどの感染症対策整備を行うことが必要と考えるが、その考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

現在、愛知県は軽症者等が療養する宿泊施設として、あいち健康プラザ63室に加え、8月7日から東横イン名古屋名駅南805室を確保しました。宿泊施設の体制整備については、県が計画的に行うこととなっておりますので、知多郡医師会管内の市町と一緒に宿泊施設を確保することは考えておりません。

また、濃厚接触者等となり、保健所から自宅療養や待機を要請された場合、外出が制限されますので、町では親族等から支援を受けることが困難な世帯に対して、自宅療養

に必要な食料や日用品の買物代行や同居家族等への飛沫感染防止用のビニールシートの提供を行う体制を整えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

PCR 検査の拡充は全国の例を見ても、要するに地元の医師会の協力がないと成り立ちません。東京都では、1,400か所でその検査ができるように医師会との協力でやっております。

ぜひ、この知多半島においても、県任せではなくて、独自で拡充ができるような、そういう体制整備を進めていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問 1－4、集団にならざるを得ない役場の職員、医療関係者、介護、福祉施設の従事者、保育・教育等の関係者には定期的に PCR 検査を実施し、社会的な安心・安全の確保が必要と考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

PCR 検査については、発熱等の症状のある感染が疑われる方や濃厚接触者といった緊急性があり、本当に検査を必要とする方々に対する検査体制を確保することが最も重要であると考えています。

先ほど答弁したとおり、検査結果が陰性であったとしても、検査後に感染する可能性もあり、感染に対する不安を完全に解消できるものではありませんので、今のところ、役場職員の定期的な PCR 検査について実施することは考えておりませんが、国の新型コロナウイルス感染症対策本部により、重症化リスクの高い人と接する機会が多い医療関係者、高齢者施設の従事者について、検査の拡充の取組が進められていくことが示されておりますので、今後も国の動向を注視していきたいと考えています。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

先日、大地の丘の利用者の方が感染したということがホームページで発表されておりました。この方はどこから感染したのか全く今分かっておりません。54名がPCR検査をやったようですが、しかし、施設の方は全員の非常勤の方にもPCR検査を要請したけど、保健所は断ったと。要らないと。それで、やはり少し憤慨しておりましたけれど、やはりそのような状況では安心した介護だとか保育、そして学校もそうですね。もう既に発生しております。そういう状況の中では、やはり集団にならざるを得ない、集団を相手にせざるを得ないような業種については、粘り強く国・県に対して徹底的に、要するに定期的なPCR検査をやるような、そういう要請をしていただきたいと、このように思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

御質問1-5、コロナ感染に行政としての確に対応するため、どこまで町民に知らせるかは別として、県に対してもっと詳しい総合的な情報を示すよう要求すべきと考えるがどうかにつきまして答弁をさせていただきます。

県内の感染者の情報につきましては、全て愛知県が管理しており、感染症法に基づき感染者の人権に配慮した上で、感染症の拡大防止のために必要な内容について、愛知県が一括して公表することとなっています。

また、県のデータによれば、感染経路が不明な方の割合が2月から4月までの25.6%に比べ、7月1日から8月31日までは53.3%と倍以上に高くなっており、感染者の行動歴を把握することは困難な状態にあります。行政として必要な情報があれば、県に対して要求していきたいと考えております。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

コロナ感染に関わり様々なうわさや差別が発生しております。これは、先ほどの大地の丘の中の職員に対してもあったようです。それで、正確な情報発信も行政も我々一人

一人も心がける必要があると考えております。そのためには正確な情報の把握であります。どこの自治体も今の県からの情報はあまりにも少な過ぎるとの声が出されておると思います。

南知多町の町民の健康と安全を守る立場から、県に対して一定のまとまった情報を知らせるように、本当に粘り強く働きかけていただきたいと、このように思います。以上です。

次、お願いします。

**○議長（藤井満久君）**

厚生部長。

**○厚生部長（大岩幹治君）**

御質問1-6、篠島、日間賀島は医療資源が少ない。島民の感染が大きく拡大したときの感染防止・保護・治療マニュアルはつくられているかにつきまして答弁させていただきます。

両島における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、両島議員の声かけにより、8月5日には日間賀島地区新型コロナウイルス感染症対策会議、8月7日に篠島地区新型コロナウイルス感染症対策会議へ職員も参加し、その結果を取りまとめ、両島で情報共有をしております。

議員の言われる島民の感染が大きく拡大したときのマニュアルについて、現在、作成してはありますが、必要とされる患者等の搬送ルールをつくりました。

今後とも議員、両島区長会、名鉄海上観光船、観光協会等関係団体と連携した水際対策、組織や個々における感染予防対策を推進してまいります。

**○議長（藤井満久君）**

企画部長。

**○企画部長（鈴木茂夫君）**

続きまして、御質問1-7、名鉄海上観光船株式会社に感染症対策を要望していく考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

議員の御質問にありました島民からの声は私どもにも届いておりまして、両島の観光協会などから名鉄海上観光船に対し、感染症対策を強く要望するとともに、町からも乗船客のためのアルコール消毒の設置や渡船施設の待合などでマスク着用の徹底などのアナウンスの実施、下船前に船内アナウンスで島内でのマスク着用の呼びかけなどを実施

するようにお願いし、御協力をいただいているところでございます。

また、7月には「島でマスクを島ス！」と「Social Distance島ス！」という最後の「します」の「しま」に「島」を当てたキャッチコピーを活用したポスターの掲示と看板設置について御協力をいただいております。

8月に入りまして、愛知県において緊急事態宣言が発出されたことに伴い、篠島、日間賀島ではコロナウイルス対策委員会を組織しました。ここで、島内で感染症を疑う症状が出た場合の対処などについて話し合いが行われまして、この会議を受け、再度、両島の観光協会などから名鉄海上観光船に対し要望を行っております。

1つは、観光協会で作成した37度5分以上の発熱が認められる方の渡航を控えていただくようお願いなどを記載した看板を設置してもらうこと。また、各乗り場の改札付近にアルコール消毒の増設をすること。さらには、密にならないような乗船定員の制限を実施することです。これらを強く要望し、実施していただきました。加えまして、乗船客の体温セルフチェックや船内の抗菌コートの実施も検討をいただいている状況でございます。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

大変島民の方々も努力されておるということがよく分かりました。

両島でのコロナ感染は、沖縄の例を見ると、まさに非常に感染崩壊すると。そして、どこの病院へ連れていっていいか分からないというような、沖縄の場合は距離的にかなり遠いところもありますので、そういうことがありますけれども、しかし篠島、日間賀島においても同じようなことが、やはり高齢者が多いというそういう町でもあります。そういうところでは、まさに緊急のマニュアルというのは、搬送だけでなく、じゃあどこの病院へどのようにして連れていくのか、そういうような形まで、具体的などころまで出すことが必要ではないかと思えます。

特に、私の町民アンケートの中でも共通するものとして、先ほど言われた名鉄観光船に対しての苦情、本当に全く呼びかけもしないし、そして体温チェックもしないと、こういうお怒りの声が大変多く寄せられました。ぜひとも粘り強く島民の安心・安全を守

るために努力していただきたいと、このように思います。

では、次お願いします。

**○議長（藤井満久君）**

教育部長。

**○教育部長（山下雅弘君）**

御質問1－8の当面、コロナ禍の学期の途中であっても、子どもたちの命とゆとりある学びを優先するために、少人数学級か少人数授業となるよう改善のための加配措置を早急に行う考えはないかにつきまして答弁させていただきます。

文科省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校における新しい生活様式～」では、国が示す新しい生活様式の実践例を踏まえた学校の行動基準について、地域の感染レベルに応じ3段階に分けて示しております。

愛知県においては、現在、地域の感染レベルは2とされており、児童・生徒の座席の間隔は最新のマニュアルによりますと、1メートルを目安に最大限の間隔を取るよう示しております。また、参考として、レベル2地域での1クラス40人の座席配置の一例が記載されております。

なお、このマニュアルでは、あくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することが可能とされ、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応することとされています。

各小・中学校では、国のマニュアルを踏まえ、教室内で最大限の間隔を取るとともに、授業中の徹底的な換気、マスクの着用、手洗いの徹底等を、そして各家庭の協力を得て児童・生徒の健康管理などの感染防止に努めております。

また、御指摘のありました学校では、学習内容によっては、状況に合わせて普通教室より広い特別教室を活用するなど密集しない環境で学習を行っています。

御質問いただきました教員の加配措置についてですが、令和2年度国の第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対策として、地域の感染状況に応じて小・中学校の最終学年を少人数編制とするために必要な教員の加配措置が打ち出されました。しかしながら、この加配措置を活用するに当たりましては、人材の確保が必要となります。

本町におきましても加配措置を希望する学校もございましたが、加配のための非常勤講師につきましては、愛知県教育委員会知多教育事務所への講師登録が不足している状

況であり、人材確保が難しく、加配措置は実施しておりません。

平常の状況での町独自の加配措置は考えておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策に向けて、人材の確保ができ、国や県による補助が得られる場合には加配措置を行う予定です。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私、県の教育委員会の財務施設課というところに確認しましたところ、まだ予算的な余裕があると。だから、コロナ対策において子どもたちの安心・安全を確保するために加配を、これは非常勤の先生ですけど、する余裕はあるかといったら、ありますと。それは市町村の教育委員会がちゃんと出していただければ相談に応じますと、このようなことを回答しているんです。

特に内海小学校の40人の学級は、密な状態であって、これは早急に改善する必要があると思います。そういう点で、南知多町教育委員会としてびしっとした形で加配措置の要望を再度出す考えはありませんか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

先ほど答弁いたしましたとおり、現在の感染レベルの状況から考えますと、40人学級でも可能ではと考えております。

また、愛知県が作成しました教育活動の実施に関するガイドラインにおきまして、1つの教室に40人の生徒を入れると身体的距離の確保は困難になるため、身体的距離の確保以外の感染防止対策を徹底することができれば、40人が同時に教室に入室することは可能としております。その感染症対策といたしましては、マスクの着用ですとか換気の徹底ということが上げられております。

ただ、今後コロナの感染状況が悪化をいたしまして、例えば県のレベルが3になったりですとか、感染症対策を徹底しても、なお感染のリスクが非常に大きいということが認められる場合につきましては、教室を分けての授業実施や分散登校も考えざるを得ないと思っております。この場合にあっては、地域の感染状況を総合的に判断しな

がらであります、また加えまして費用面で国・県の対応をしていただける場合、それと人材の確保、こちらのほうも大きいわけですが、人材の確保ができれば加配措置も必要かと考えております。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

全国では学校の感染が報告されております。

愛知においても、豊田市の青木小学校では教職員のクラスターが発生しました。阿久比町の東部小学校では児童が感染し休校しております。既に文科省の通知を受けて、今、みよし市は35人学級なんです、密を避けることができないとして、通常の35人学級を学期の途中であっても子どもたちの感染を防止するために、児童1人当たり1.5メートル四方のスペースを確保できるように28人学級を目指して教員の加配を独自措置でやろうとしています。先生も集まりませんでしたけど。

コロナ禍の今後の学校教育は、文科省の新しい生活様式で一人一人の身体的距離の確保は2メートル、最低1メートルですが、以上、マスクの着用、そして手洗いです。20人学級は基本となります。教室の面積は68.89平方メートルです。8.3メートル掛ける8.3メートルの教室です。1教室20人だと1メートル以上になりますけど、40人だと1メートルも確保できないというのが文科省から示されております。

文科省は5月に、席の間隔をおおむね1メートルから2メートルに空けることが望ましいとの通知しておりますので、その場合の子どもの数は12人から16人と見込まれております。まず、現在の3中学校の40人、36人の密状態をそのままにせず、直ちに今年度中に改善の取組をしていただきたい、このように思います。

とりわけ学校統合計画が今つくられておりますが、これも40人学級を前提ではなく、20人学級を想定した、その学級数を基本とした計画にすべきです。この問題については、あくまでも40人で今計画されておりますので、再度の見直しをお願いしたいと、このように思います。終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時29分 〕

〔 再開 10時38分 〕

#### ○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、7番、服部光男議員。

#### ○7番（服部光男君）

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問の朗読から始めさせていただきます。

1番、河川護岸等の老朽化対策について。

令和2年7月18日、内海川の河川護岸が前振れもなく突然崩壊しました。同じ頃、令和2年7月豪雨と名づけられた大雨では、各県に大きな被害をもたらしました。この地域でも突然のゲリラ豪雨、台風による増水に対し堤防及び河川の崩壊が心配されます。

地域の安全・安心の確保のために、以下の質問をいたします。

1-1番、現在、内海川崩壊箇所は大型土のうによる応急措置が行われているが、積み上げた土のうにより川幅も狭くなっている。台風シーズンを控え、早急の復旧工事が望まれるが、今後のスケジュールはどのようになっているのか。

1-2番、崩壊した場所は、内海川改修計画の未改修部分である。また、今回崩壊した箇所以外の未改修部においても構造の古い護岸が多く残っており、崩壊のおそれがある箇所も複数確認でき、今後の崩壊が危惧される。崩壊の時期が増水したときであれば大災害にもつながりやすい。これらの箇所については取りあえず応急的な補修が必要と考えるが、今回の修復を機に、中流域の本格改修も見据えた新規事業として管理者である愛知県に対し要望してもらいたい。町としてどのように考えるか。

1-3番、現在、愛知県が事業を進めている内海川中流部である中橋の架け替え及び近辺の拡幅改修について、令和元年6月議会の一般質問において、1件用地交渉中であり、令和元年度中には、残る買収予定地の用地測量や修正設計業務を実施予定であるとの答弁をいただいているが、その後の進捗状況はどうか。

4番、令和2年3月には、片名地区において、町管理河川である片名川の護岸が20メートルにわたって崩壊した。原因は老朽化によるものと聞いているが、そのほかにも老

朽化するインフラ施設は増加の傾向にあると思われる。

インフラ施設の老朽化対策は各自治体において大きな課題となっており、その維持管理に当たって職員のみで全ての異常箇所を把握することは困難であるとする。

そこで、各区が地域の土木申請を確認する際に、併せて河川、橋梁、道路等の異常を報告してもらえらるシステムを構築してはどうか。

以上で一般質問の朗読を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

それでは、御質問1-1、内海川の崩壊箇所における今後の復旧工事のスケジュールはどのようになっているかにつきまして答弁させていただきます。

内海川の崩壊箇所につきましては、内海川中流、芳庵橋の東側上流部約50メートルの地点において石積み構造の護岸が13メートルにわたって崩壊したものです。

既に8月上旬に河川管理者である愛知県により応急工事として、大型土のうによる応急措置を実施済みです。また、隣接する町道の安全対策として、一部区間において交通規制を実施中です。

今後、愛知県の行う本復旧工事のスケジュールといたしましては、現在、国庫補助による災害復旧の採択に向け必要な事務手続や測量、設計業務を実施中であり、10月の災害査定を経て予算の確保ができ次第、工事に着手する予定です。

なお、工事着手までに台風シーズンを迎えることから、周辺の施設状況も含め、町としましても愛知県と連携して十分な監視に努め、緊急時には通行止めの措置を取るなど、迅速に対応してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

内海川は愛知県の管理河川であり、町はお願いする立場と思いますが、復旧箇所は質問でも言ったように、大型土のうが積まれ、川幅も狭くなっております。このようなときに大雨でも降れば、少なからず川の流れに影響が出ることは必須と思われます。

今言われたように、万が一の緊急時の対応も含め、少しでも早く現場の工事が完了す

るように、今後も引き続き県への働きかけをお願いいたします。

次、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問1-2、今回の修復を機に中流域の本格改修も見据えた新規事業として、管理者である愛知県に対し要望してもらいたい。町としてどのように考えるかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、内海川改修計画の未改修区間は、その大部分が石積み構造の老朽化した護岸となっております。

これらの施設につきましては、管理者である愛知県が定期的に点検を実施していますが、町においても職員の巡回や住民からの通報などにより、崩壊のおそれがある箇所を発見した場合には、愛知県に対し情報提供を行っております。

事業実施中の内海川改修計画は、河川の拡幅を必要とする区間が多く、橋の架け替えなどと併せて護岸の改修工事を実施するもので、長期にわたる事業期間が想定されます。

したがって、愛知県には現在実施している中橋周辺の改修工事を最優先に進めるとともに、その他の老朽化した危険箇所については部分補修などにより迅速な対応を要望してまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

私の質問にもありましたとおり、今回の崩壊場所以外にも石積みの石が外れている場所が複数目視でも確認できております。

今回の崩壊により、護岸石積みを改めて見直すきっかけとなりました。今回の崩壊場所の上の道路も含めまして改めて見てみますと、ひび割れの部分も多く見られます。災害の大きさによっては、突然道路も一緒に護岸と共に流される可能性もあると思われまます。アリの一穴からということわざがありますが、まさにその小さな不安を見逃すことにより大きな災害につながることについては、これは決して見過ごすことはできないと思います。

今後は、台風のコースとしましても秋特有の進路を取り、東海地方を襲う幾つかの台風の襲来も予想されます。せめてもの部分改修でございますが、これは確実に実施をしていただき、小さな不安を取り除いていただくべく、早急な対応と同時に、愛知県の今までの流れを見ておりました、なかなか素直にすっと動いてくれないところも多く見受けられます。ぜひ粘り強い要望を引き続きお願いしたいと思っております。

次の質問、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問1-3、内海川中流部にある中橋の架け替え及び近辺の拡幅改修について、昨年6月議会以降の進捗状況はどうかにつきまして答弁させていただきます。

進捗状況につきましては、昨年度交渉中であった1件の用地交渉が今年3月に完了しております。また、残る買収予定地の用地測量や中橋の架け替えに係る修正設計業務につきましても既に実施済みです。

現在、昨年度行った用地測量結果に基づき、新たな用地交渉を1件交渉中であり、今後は残る地権者等に対しても測量結果を説明の上、用地交渉を行い、中橋の架け替え工事を含めた河川の改修工事を行っていく予定です。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

順調に進んでいる御報告ありがとうございます。

この中橋は、私たちがサービスセンターに行くときなどよく利用する橋なんですが、そのたびにここが広がると川の流れがすごくよくなるのになあ、そんな思いでいつも橋を渡っております。また、議会に報告をいただけるときに、予定よりも少し早く進んでおります、そんな報告をいただけるように、今後も引き続き着実な事業進捗をお願いしたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問1－4、各区が地域の土木申請を確認する際に、併せて河川、橋梁、道路等の異常を報告してもらえるシステムを構築してはどうかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、河川護岸を含む全てのインフラ施設について、職員のみによる日常点検においては、全ての異常を発見、把握することは困難であると認識しております。

そこで、現在各区と連携し、年1回の地区内における現地調査をはじめ、年間を通じた地区や住民からの通報や災害協定に基づく郵便局からの通報体制などにより、インフラ施設の適正管理に努めております。

また、橋梁や主要道路の舗装、のり面など、事故に直結する重要なインフラ施設につきましては、外部委託による詳細点検を実施しております。

しかしながら、近年老朽化した河川護岸の崩壊など、突発的な異常が発生していることから、事前にインフラ施設の異常を把握するため、地区や住民からの通報体制の再構築を図る必要があると考えております。

議員提案の各区の協力によるインフラ施設の点検、通報体制の強化をはじめ、住民向けとして現在運用している電話やメールによる情報受付に加えて、新たな通報システムとして、スマートフォンを活用し、より手軽に異常箇所の写真や位置情報などを提供していただけるシステムの導入を検討してまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

新たなシステムの導入検討というのは大変有意義と考えます。歓迎いたします。

以前より地域の住民の方に大雨の前のため池の水位の調整及び水門、樋門の調整等をお願いしております。

今回もさらに住民の方たちにお願ひし、より多くの目、そしてより多くの耳で得た情報を有効利用させていただく大変有意義な取組と考えます。

現在、スマートフォンの普及は一段と進んでおり、その活用は無限大と言われております。その機能の一部を使いながら、いち早く各地の異常を把握することが大きな事故

を未然に防ぐことにつながります。

しかし、一方で老朽化するインフラ施設の全てに対応することは費用の面でも大変難しいと考えます。

そこで質問ですが、町として今後のインフラ施設全般への維持管理対策はどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

今後のインフラ施設の維持管理でございますが、議員御指摘のとおり、町内の道路、橋梁、河川、漁港施設など多くのインフラ施設において、老朽化への対応は急務となっております。

現在限られた財源の中、施設の適正管理を図るため、ライフサイクルコストを考慮し、補修事業費の平準化を図るなど、計画的に長寿命化対策を進めているところでございます。

今後も引き続き安全・安心なインフラ施設の維持管理のため、対策箇所の優先順位づけを行うなど、より効率的な予算の執行に努めてまいりたいと考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

引き続きそのような形で進めていただきたいと思っておりますが、この予算に関しましても、今後は新型コロナ対策の影響もあり、国・県も含めましてかなりの影響があると思われまます。厳しい環境の中ですが、有益な整備、そして有効な予算配分、執行をお願いするところでございます。

さて、今年は台風が少ないといいながら、8号、9号、そして10号と連続して日本及び日本近海へとやってまいりました。いずれの台風も日本近海の海水温上昇に伴い、過去の台風とは本当に別物と思えるような、発達しながら日本に近づいてきております。10号に至っては、勢力も伊勢湾台風にも匹敵するようなスーパー台風でした。ニュース、台風を見るにつけ、この台風がこの町を襲ってきたらどうしよう、ちょっとコースを外

れるといたしますか、こちらを向いてきたら、今までやってきた経験が果たして通用するかどうか、そんな今までにない恐怖も覚えました。

そんなとき、各地の被災したところが行った行動の一つですが、自分の命を守る、避難するのに避難場所でなくホテルを使うという、私たちにも発想できないような行動を取る住民もかなり多く見えました。本当に自分の命、自分の身、家族の命を守るというのが一番大事なんだなあというのを皆さんが身を持って教えていただけたと思っております。

防災全般に関しましても、今言ったように、避難の方法も随分変わってきておりますが、自分の命、そして家族の命、地域の安全を守る思いは変わりません。そんな中でのインフラ整備という仕事は、家や道路、河川を本来の目的、状況で本来の機能を発揮するための、言ってみれば当たり前の業務と思いますが、新しい機能といたしますか、皆さん住民を巻き込んだ町民、行政と一体となって守っていくようにお願いしまして、私の質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

以上で服部光男議員の一般質問を終了いたします。

次に、9番、吉原一治議員。

○9番（吉原一治君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1. 県道大井豊浜線の拡幅事業状況について。

豊浜と大井を結ぶ県道大井豊浜線の豊浜新居地区の県道は、道幅が狭く、地域の住民生活において様々な不便が生じています。

まず第1に、幅員が狭く、日常的に車の擦れ違いに苦慮していること。第2に、かも保育所に通う園児の送迎時間帯には特に道が混雑し、通行に支障が生じていること。第3に、保育園の園児が園外活動のための道路を通行するため、安全性を確保する必要があること。

去る3月議会において、私はこれらの観点からこの道路の拡幅及び歩道設置の必要性を訴え、安全性の向上を求めてまいりました。

町当局としては、県道管理者である愛知県との協議をするとのことでありましたが、その後、進捗状況について、以下の質問をします。

1番、3月以降、この件に関して、愛知県に対してどのように要望を行ったのか。

2番です。町として具体的な提案などを行ったのか。

3番、整備に向けた進捗状況と今後の見通しはどうか。

大きい2番です。地域防災拠点施設の整備状況について。

本町では南海トラフ付近を震源とする地震、津波など、大規模な自然災害の危険性を抱えており、その対策が求められています。

こうした自然災害から安全・安心を確保するためには、行政による公助や町民一人一人ができる自助と併せて、身近な地域の助け合い、共助による取組が重要です。

町と連携して防災に取り組む地域の自主防災組織などの継続的な活動の拠点となる防災センターなどが各地域で整備されています。これらの施設を拠点に地域の防災力の強化を大いに期待するものであります。

そこで、本町において進められてきた地域の防災拠点施設の整備の状況について、以下の質問をします。

1. これまでに整備された防災センター等、地域の防災拠点施設の整備状況はどうか。
2. それぞれの拠点施設はどのように利用されているか。
3. 今後の防災拠点施設の整備予定はどうか。

大きい質問ごとに、お願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

建設経済部長。

**○建設経済部長（鈴木淳二君）**

それでは、御質問1-1、3月以降、この件に関して愛知県に対してどのように要望を行ったかにつきまして答弁させていただきます。

毎年、愛知県に対しましては、町内における県土木事業への要望として、県土木部局及びこの地域を所管する知多建設事務所へ要望活動を実施しております。

本年においても、7月に知多建設事務所へ県道大井豊浜線の拡幅事業を含めた要望活動を実施し、道路状況や交通状況などを直接現地で確認していただいております。

その際、保育所への送迎車両同士がすり替わりに苦慮している現状や、令和元年5月に滋賀県大津市で起きた保育園児らの死傷事故を受けて、園児の散歩ルートへの安全対策など、この事業の必要性を訴えております。

また、県土木部局へは、知多建設事務所にも同席していただき、9月2日に要望活動を行っております。

続けて、御質問 1 - 2、町として具体的な提案などを行ったかにつきまして答弁させていただきます。

町といたしましては、3月議会で答弁させていただきましたとおり、現在実施している残り 2 か所の待避所設置事業の早期完了に加えて、新たな事業として、特に道路幅員が狭く、保育園児などの散歩ルートにおいて危険箇所となっている高浜谷川の下流部約 80メートルへの蓋かけによる歩道設置を提案しております。

その際、この区間における部分的な車道拡幅を含めた事業実施の可能性についても併せて検討をお願いしております。

続きまして、御質問 1 - 3、整備に向けた進捗状況と今後の見通しはどうかにつきまして答弁させていただきます。

さきに答弁しました町からの要望活動や、議員はじめ地元区民が道路整備の必要性を熱心に訴えたことにより、愛知県においては歩道設置の整備方法の検討などを含めた調査業務を既に発注したと伺っております。

町といたしましても、今後、調査業務の結果を受けて、この事業の整備促進に向けて、地元調整などにおいて最大限の協力を行ってまいりたいと考えております。以上です。

( 9 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9 番（吉原一治君）

この道路の拡幅については、私が議員になった直後から町に要望してきて何か所か、車の擦れ違いのための待避場所などを整備してもらいました。

今回の高浜谷川に沿った部分の歩道設置と道路の拡幅については、私も愛知県に直接話をさせてもらい、地元の強い要望を伝えてきたところです。

ぜひ、この道路は拡幅や歩道の設置の話を前に進めていただくようお願いして、次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の 2 - 1、これまでに整備された防災センター等、地域の防災拠点施設の整備状況はどうかにつきまして答弁をさせていただきます。

本町では、地震、風水害等の災害発生時において、救援・防災活動等を円滑に実施するための防災施設等の整備を進め、これまでに内海、篠島、日間賀島の3か所に防災センターを設置しております。

内海防災センターは、平成29年4月に開所し、鉄骨平家建てで床面積は415.31平方メートル、会議室、集会室、調理室等を備え、建物の建築費用は1億1,947万円でございます。

同じく平成29年4月に開設をいたしました篠島防災センターは、鉄骨平家建てで床面積は194.59平方メートル、会議室、通信室等のほか、消防車庫を備え、建築費用は1億185万円であります。

日間賀島防災センターにつきましては、平成28年4月に開所し、鉄骨2階建てで延べ床面積は208.64平方メートル、会議室と消防詰所、消防車庫を備えており、建築費用は1億476万円でございます。

このほか、平成28年度には、愛知県より鉄筋コンクリート造り6階建ての旧南知多老人福祉館（ビラ・マリーン）を避難場所、避難機能を有する防災施設として取得し、翌平成29年度に非常用発電機、屋外照明及び屋内のLED照明設備等を整備し、平成30年4月に師崎避難所として開設をしたものであります。

続いて、御質問の2-2、それぞれの拠点施設はどのように利用されているかについて答弁をさせていただきます。

町内に整備をいたしました内海、篠島、日間賀島の3か所の防災センターにつきましては、それぞれ地域の自主防災会を中心に、防災に関する各種の会議や防災教育・訓練の会場として幅広く活用していただいているほか、備蓄物資や資機材等の保管場所としても御利用をいただいております。

また、日間賀島防災センターにつきましては、消防団の詰所としても利用されており、消防活動の拠点施設として、また団員の訓練・育成の場にもなっております。

このほか、防災センターではございませんが、師崎避難所につきましても、避難場所、避難所、備蓄物資の保管場所としての利用のほか、自主防災組織により避難所運営訓練が実施されるなど、地域の防災活動の場として活用が図られております。

続いて、御質問2-3の今後の防災拠点施設の整備予定はどうかについて答弁をさせていただきます。

昨年度、豊浜字椋田地内の飲食店施設、旧潮蔵の土地及び建物を防災施設として購入

いたしました。購入した物件は、駐車場を含めて土地が4,218.19平方メートル、建物は鉄骨造り2階建て、延べ床面積が412.97平方メートルで、取得費用は総額5,929万円でございます。

この施設につきまして、今年度、豊浜地区防災拠点施設として整備をする予定で、その改修工事の設計業務委託を実施いたしております。今後、この設計に基づき建物の改修工事を進めてまいります。

工事内容といたしましては、厨房部分を調理室に改修して炊き出し訓練等に対応するほか、和室の一部を洋室に変更いたしまして会議などに利用していただきやすくなります。

また、停電時に備え、非常用発電設備や屋外ソーラー式照明灯を設置して、防災拠点施設としての機能強化を図るための費用につきまして、補正予算を今議会に上程させていただきます。

これらの工事を年度内に完了いたしまして、令和3年4月に豊浜防災センターとして施設の供用を開始したい考えでございます。

開設後は、地域の防災拠点施設として自主防災活動などに幅広く活用していただき、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けて活動する防災協働社会の形成促進に役立てていきたいと考えております。以上です。

(9番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

吉原議員。

○9番（吉原一治君）

地域の自主防災の方たちも防災訓練や啓発活動など、一生懸命活動してくれています。そういう人たちの活動拠点として、ようやく豊浜にも防災センターが開設される見込みとなったことは本当に喜ばしいことです。

ぜひこの施設を有効に活用され、地域の防災力向上のために役立ててもらえるように、地域の方たちの意見も取り入れて使いやすい施設にしてもらいたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で吉原一治議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 11時16分 〕

〔 再開 11時20分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、1番、山本優作議員。

○1番（山本優作君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、通告書を読み上げます。

質問事項1. 地域の活性化と関係人口について。

少子高齢化が急速に進む社会情勢の中において、南知多町も対策に取り組んでいただいているところではありますが、残念ながら首都圏への一極集中は変わらず、地方分散や移住・定住推進は停滞し、地方への人口分散は進んでいない状況にあります。

私も地域のまちづくりに参加しておりますが、諸団体の中においても担い手の減少と高齢化が顕在化しており、将来のまちづくりの担い手不足に苦慮している状況にあります。

そのような状況下で、6月定例議会一般会計補正予算（第6号）で上程されました関係人口創出・拡大事業モデル事業は、人口減少、少子高齢化が急速に進む中、新たな地方創生の方策として注目を集めています。

そこで、地域の活性化と関係人口の創出について、以下の質問をします。

1. 地方創生の方策として注目を集めている関係人口の定義とは何か。
2. 6月議会に上程されたモデル事業の進捗状況はどうか。
3. 全国の取組状況や比較することで感じることなどをお伺いしたい。
4. 今年度計上された事業の対象地区は篠島地区であるが、今後、ほかの地区でも展開できる可能性はあるか。
5. まちづくり活動などに御協力いただきながら関係人口の強化につなげていただけたらと思うが、今後の方向性と課題などについてどう考えるのか。

よろしくをお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1-1、地方創生の方策として注目を集めている関係人口の定義とは何かにつきまして答弁をさせていただきます。

関係人口につきましては、総務省のホームページに、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指しますと掲載されています。また、地方圏では、人口の減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に変化を生み出す人材として関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されていますとの記載があります。

つまり、観光などと移住者などとの中間の存在として、例えば地域で生まれ育ったが、今は時々帰ってくるような、その地域にルーツを持つ人、あるいは過去に住んでいたとか、しばらく滞在したことがあり、何らかの関わりがある人、あるいは訪れてみたらその地域が気に入ってしまったという人など、そしてその地域の住民生活や行事、産業などに関わり、地域とよい関係を築ける人を関係人口と呼んでいます。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

回答ありがとうございます。

要約させていただくと、関係人口とは、地域の外に住んでいて、地域や地域の住民に対して観光客よりも深い関係を築くことができる方ということですね。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

御質問1-2、6月議会に上程されたモデル事業の進捗状況はどうかにつきまして答弁させていただきます。

今年度、篠島地区を対象として行う関係人口創出・拡大事業モデル事業は、その背景、課題として人口減少、少子高齢化の進行、お祭りなど伝統文化の担い手や、観光面では民宿、旅館や観光イベントなどの担い手不足、事業継承の課題などがあり、それらの解

決に取り組みようとする事業でございます。

このモデル事業により、今年度では名古屋圏、首都圏を中心に篠島に祖父母がいるなどのゆかりのある若者層を核とし、地域との関わりに興味を持っている者を集め、ネットワーク化を図ってまいります。

また、篠島に関わるきっかけをつくり、関係を深める中で島の魅力の発信や次年度以降にもつながる新しいビジネスプランのアイデアなどの発掘ができればと考えております。

現在、関係人口を名古屋圏で50人、首都圏で20人確保することを目標に、篠島観光協会や漁協、区の集まりなど、各種団体へ3回の事業説明を行っておりまして、関係人口について理解を深めていただくとともに、9月の広報に併せましてチラシを島内に全戸配付いたしまして、篠島の住民の方からの推薦により関係人口となり得る候補者を募集しているところでございます。

今後は、地元の方から関係人口として推薦をいただいた方に対して、名古屋市内と東京都内での説明会を御案内し、賛同していただける方に対して篠島にお越しいただき、改めて地域の実情に触れていただき、地元の方との意見交換会などを実施していく予定でございます。

その後、参加者、地域住民などを対象としたアンケートなどを実施することにより、モデル事業としての成果分析を行ってまいります。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

今後の進捗として関係人口の候補者が最終的に何人集まったかなど、随時窓口などで確認させていただきたいと思っております。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1－3、全国の取組状況や比較することで感じることなどをお伺いしたいにつきまして答弁させていただきます。

初めに、このモデル事業について少し説明させていただきます。

このモデル事業は、平成30年度から全国各地でモデル団体として100団体を超える自治体に取り組んでおります。令和2年度は全国で25団体の採択があり、愛知県では今年度初めて岡崎市と南知多町が採択となりました。

モデル事業は、その取組内容によりまして4つに分類をされております。

1つ目は、既に地域との関わりを持っている者を対象とする取組、2つ目は、これから地域との関わりを持とうとする者を対象とする取組、そして3つ目は、都会に住む人を対象に地域への関心を高める取組、4つ目は、訪日外国人を対象に地域への関心を高める取組でございます。

篠島での取組につきましては、このうち1つ目の既に地域との関わりを持っている者を対象とする取組に該当します。これまで全国でこの分類のモデル事業に取り組んだ団体は多数ございますけれども、例えば令和元年度に取り組んだ新潟県の村上市では、市内地域住民を対象に関係人口の研修会を実施しまして、関係人口により「むらかみファン倶楽部」を立ち上げ、地域のイベント、ボランティア募集などの情報を発信し、毎月1回、2日間の農業体験、地域の人や文化、自然に触れる体験交流活動を行いました。

また、大学3年生を夏休みの1か月間受け入れ、集落の伝統行事に準備から開催まで参加、あるいは道の駅に出荷している生産者と農作業手伝いや郷土料理作りに参加、交流を深める活動などを行いました。

このような取組により、関係人口との関係性を深め、ひいては地域の一端を担う存在となっただくことで地域の持続可能性の強化につなげていこうとしています。

事業採択を受けた篠島でのモデル事業においても、比較的都会に近い離島という地理的条件、力強い漁業、長く受け継がれている深い伝統と文化など、他に誇れるような特色を生かし、地域の持続可能性を高める事業展開ができるものと期待しているところでございます。

また、次年度以降につきましては、地域の皆様と関係人口となる方が主体となり、自主財源での活動となりますが、モデル事業としての成果分析を踏まえて新たなビジネスプランの創出を模索するなど、継続性のある事業展開となるように計画をしているところでございます。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

先ほど説明のありました4つの分類の取組のうちで、今回、既に地域と関わりのある方を対象としたことについては、地域に対して知識や理解がある程度見込めるということで、関係人口をつくるという成果を得られやすい選択であったと思います。

それでは、次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1－4、今年度計上された事業の対象地区は篠島地区であるが、今後、他の地区でも展開できる可能性はあるかにつきまして答弁をさせていただきます。

篠島におけるモデル事業は、篠島地区からの働きかけもあり、今年度事業実施となりました。他の地区におきましても、国に採択されるかは別として、モデル事業実施の可能性はあります。

また、モデル事業の採択を目指すのではなく、篠島の例に限らず、全国の例を参考にすればそれぞれの地域の特性に合わせ、関係人口の創出に着目した地域活性化の取組の可能性はあると考えているところでございます。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1番（山本優作君）

前向きな回答をいただき、ありがとうございます。

ただ、今回のように事業を始めるには、篠島地区と同様に地区の住民の側から明確な意思を持って働きかけを行うということが大前提になるということですね。

次の質問の回答をお願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

御質問1－5、まちづくり活動に御協力いただきながら関係人口の強化につなげていただけたらと思うが、今後の方向性と課題などについてどう考えるかにつきまして答弁

をさせていただきます。

まちづくり活動と関係人口の今後の方向性と課題ということでございますが、現在は関係人口とは何か、どのように活用し地域づくりに生かしていけるのかを模索している段階と認識をしております。

しかしながら、今後の展開によるところが大きいと考えておりますが、関係人口の強化は地域の活性化、持続可能性を高めることにつながるものと考えております。

関係人口の強化を図るためには、まちづくりに取り組む事業の中の一つの方策として、地に足のついた息の長い関係性の構築を念頭に、関係人口に着目した地域活性化の活動に取り組んでいく必要があると考えております。

また、関係人口となる人とのよい関係を長く保ちながら、これからの時代の変化、東京一極集中から地方分散へにも対応しまして、例えば空き家なども活用し、田舎暮らしを楽しみながら伸び伸びと子育てができる環境を選択する人を受け入れていくことや、最近注目を集めているテレワーク、サテライトオフィスの拠点、あるいはワーケーションができる宿泊施設を整備することにより、それらを利用する人々を受け入れていくことで、薄い関係から始めて、やがて濃い関係へ、そして移住・定住につながっていくような展開も希望的な見方ではありますが、可能性として捉えていくことができる、そのように考えております。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

山本議員。

○1 番（山本優作君）

まだまだこれから方向性を決めていくという段階ではありますが、テレワークだとかサテライトオフィスといったような最近になって注目された単語も上がりました。様々な方向からまちづくり活動について検討していただき、ありがとうございます。

今年度、篠島地区で実施される関係人口の創出・拡大の事業については、地域の外から人材を呼び込むという全国的にも新しい試みであるということに加えて、篠島地区と役場の職員が一致団結して開催にこぎ着けたという事業であることから、私も地域のまちづくりに携わる者として非常に誇らしいと思っております。

本日は、この斬新な事業のことを町民の皆さんに当事者として改めて関心を持っていただくため、一般質問として取り上げさせていただきました。篠島地区以外の地区の方

におかれましても、地域の活性化や地域の課題を解決するための手がかりとして利用していただくことを検討いただければ幸いです。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で山本優作議員の一般質問を終了いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

---

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 11時40分 〕